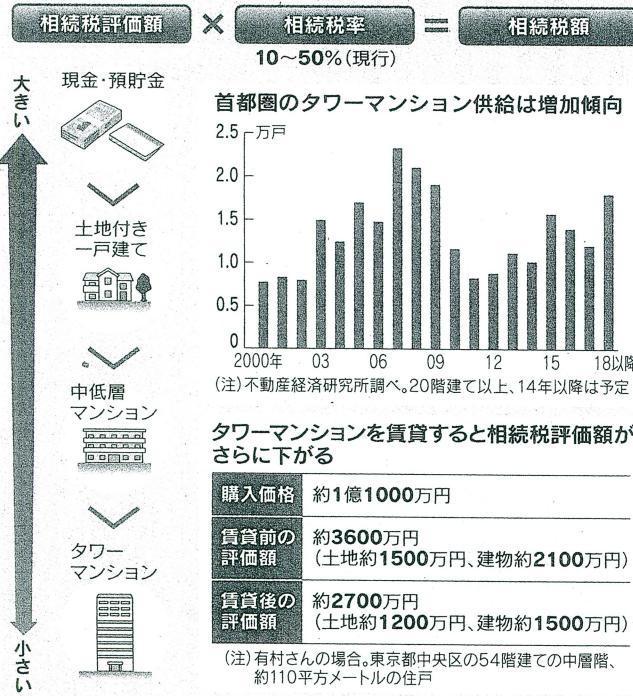


Wednesday マネー計画

時価が同じでも資産によって相続税額は異なる



賃貸でさらに減額
それだけではない。有村さんはように賃貸すれば土地は「貸家建付地」、建物は「貸家」となり、借地権割合と借地権割合に応じて評価がさり

1戸当たりの土地の持ち分が小さいタワーマンションはさらに評価が低くなる傾向がある。中でも眺望のよい中高層階の住戸はタワーマンション節税向きとされる。マンション住戸の固定資産税評価額は同じ棟内であれば、住戸のある階や方角、眺望などに関係なく、専有面積に応じて一律に決まるからだ。高い価格で取引される高級住戸ほど節税効果が大きくなる。

相続税、財産評価額低く

相続税は相続財産の大ささに比例する。特にタワーマンションは条件次第で大きな節税効果が見込めるという。富裕層を中心広がる兆しがあるが、リスクがあることを肝に銘じておきたい。

長男一家のタワーマンション住まいの希望をかなえて、やれど相続税の節税にも長男（38）に近隣の相場並みで賃貸した。これだけでざつと4500万円の節税になる。東京都の会社経営者、有村博さん（仮名、64）は2年前、都心の3LDKの中古で賃貸した。これがたまたま近隣の相場並みで賃貸した。これだけでざつと4500万円の節税になる。

相続税の節税のためタワーマンションの住戸を購入して賃貸する「タワーマンション節税」が脚光を浴びている。相続税額を計算する際、不動産の財産評価は現金や有価証券を下回る。特にタワーマンションは条件次第で大きな節税効果が見込めるという。富裕層を中心広がる兆しがあるが、リスクがあることを肝に銘じておきたい。

「長男一家のタワーマンション住まいの希望をかなえて、やれど相続税の節税にも長男（38）に近隣の相場並みで賃貸した。これだけでざつと4500万円の節税になる。東京都の会社経営者、有村博さん（仮名、64）は2年前、都心の3LDKの中古で賃貸した。これがたまたま近隣の相場並みで賃貸した。これだけでざつと4500万円の節税になる。

タワーマンションで節税

相続税は相続財産の大ささに比例する。

相続税の実務では、土地は

ゼ時価とかけ離れた評価額にならうか。

相続税は相続財産の大ささに比例する。路線価、建物は固定資産税評価額で評価する。路線価は時価を掛けけるが、タワーマンションを購入したので、マンションの評価額である約2700万円がもととなる。現金との差額は実に約8300万円。これに資産家の有村さんが来年から適用される相続税率55%を掛けた金額が節税できる。タワーマンションはな

い」と警鐘を鳴らす。

2020年東京オリンピック開催に向けてインフラ整備が期待される東京都心では、タワーマンションの建設設計が自白押しだ。14年以降に完成する20階以上の物件は首都圏で7万戸余りで、7割近くが23区に立地する。不動産経済研究所（東京・新宿）の松田忠司・企画調査課長は「居住人口の多いタワマンが建つと周辺の商業開発も進み、中古相場も上がりやすい」とみている。

相続税は相続財産の大ささに比例する。特例の条件も満たせば、土地の評価はここから50%減額

される。日本不動産研究所（東京・港）の不動産研究員（東京・港）の不動産研究員は、「日本不動産研究所（東京・港）の不動産研究員は、相続人の相続対策を任せたが、相続人が多いため実効税率は40%足らず。自ら不動産投資の資格を取得するまで研究し、ようやく昨年、都心の高級住宅地にあるタワーマンション11戸を祖父母名義で購入したとい

税率低い人は注意

マニションの相続税評価額は、新築は売り主に問い合わせるので仲介業者から聞き出せば概算が分かり、中古なら固定資産税評価証明書があれば概算が分かり、中古なら固定資産税評価額は時価の80%、資材価格や人件費などの建築コストを積み上げる固定資産税評価額は時価の40~60%くらいなので、現預金や有価証券に比べて評価が低くなる。これは土地付き一戸建てでも同じだが、マンションは時価に占める建物の割合が大きいため、それだけ評価が下がるわけだ。

1戸当たりの土地の持ち分が小さいタワーマンションはさらに評価が低くなる傾向がある。中でも眺望のよい中高層階の住戸はタワーマンション節税向きとされる。マンション住戸の固定資産税評価額は同じ棟内であれば、住戸のある階や方角、眺望などに関係なく、専有面積に応じて一律に決まるからだ。高い価格で取引される高級住戸ほど節税効果が大きい。

相続税は相続財産の大ささに比例する。特例の条件も満たせば、土地の評価はここから50%減額される。日本不動産研究所（東京・港）の不動産研究員は、「日本不動産研究所（東京・港）の不動産研究員は、相続人の相続対策を任せたが、相続人が多いため実効税率は40%足らず。自ら不動産投資の資格を取得するまで研究し、ようやく昨年、都心の高級住宅地にあるタワーマンション11戸を祖父母名義で購入したとい

「不適当」なら時価で課税も

国税庁はタワーマンションの節税について見解は明らかにしていないが、一般論として「明らかに課税が公平でない特別な事情があれば、合理的な評価をすることがあり得る」としている。仮に時価で課税される、タワーマンション節税のスキームは成立しなくなる。潜在的なリスクとして認識しておきた

会社経営者、山口大輔さん（同、31）。08年に父を亡くし、資産家の祖父母の相続対策を任せたが、相続人が多いため実効税率は40%足らず。自ら不動産投資の資格を取得するまで研究し、ようやく昨年、都心の高級住宅地にあるタワーマンション11戸を祖父母名義で購入したとい

最近はタワーマンションの賃貸経営に精通した専門家は少ない。「適切なアドバイスがもらえる不動産業者が見つかれば、孤独だった」と振り返るのは東京都の

税率低い人は注意

不動産は相続財産の評価額で評価する。路線価は時価を掛けけるが、個人の手数料や登録免許税といった取引コストがかさむ。個人のタワーマンションのコンサルティングを手がけるスタイルクト（東京・中央）の沖有人。代表取締役は「財産が少なくとも1億5千万円、相続税率が30%以上ないと勧められない」と明かす。

最近はタワーマンションの賃貸経営に精通した専門家は少ない。「適切なアドバイスがもらえる不動産業者が見つかれば、孤独だった」と振り返るのは東京都の